



# 会務通信

会員数/個人会員 1,028 名 法人会員 67 法人 (2月1日現在)



撮影：中村 奈央子

## INDEX

- ◆ 中部ブロック協議会 会長 梅村 守 .... 2
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.73 .... 3
- ◆ 自由業第43回生活お困りごと無料相談会報告 広報委員 中村奈央子 .... 6
- ◆ 突撃！となりの調査士事務所 vol.10 広報委員 安室正広 .... 7
- ◆ 事務局からのご案内 .... 9
- ◆ 編集後記 .... 10

## 中部ブロック協議会



会長 梅村 守

この原稿を書いている今(2/20)は真冬の寒さですが、会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。本通信が発行される3月初めは、寒さも和らぎ、春の訪れを感じながら現場の作業もはかどる頃かと思えます。

さて、1月31日から2月1日にかけて、新入会員業務研修会が開催されました。本研修は中部ブロック協議会(以下、「ブロック協議会」という。)と愛知会の共催で行われ、愛知会の新入会員業務研修委員会が企画運営を担当しています。愛知会から27名、三重会から4名、富山会から3名、合計34名が参加しました。研修の詳細については別途報告に譲るとして、ここではこのブロック協議会について少し触れてみたいと思います。

ブロック協議会は、愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山の6つの単位会で構成されています。連合会規則に基づき設置されており、各土地家屋調査士会は会員数、財務状況、事業実施状況がそれぞれ異なりますが、相互に情報交換を行い、共同で事業を実施する役割を担っています。単独の単位会では実現が難しいことでも、ブロック協議会を通じて実現可能となり、各単位会にとって有益な効果をもたらします。

またブロック協議会には、連合会の役員選任規則に基づき、理事及び監事の推薦を行う役割もあります。さらに連合会の会長、副会長に立候補する際には、所属するブロック協議会または単位会からの推薦が必要となります。このように、土地家屋調査士制度の根幹を成す役員の選任においてもブロック協議会は重要な役割を果たしています。

ブロック協議会では、さまざまな事業を展開していますが、その一環として毎年3月に東京法経学院と連携し、「土地家屋調査士ガイダンス」を名古屋と金沢で開催しています。このガイダンスには、土地家屋調査士資格を目指す方や、試験合格後の開業を考えている方が多数参加します。説明会と個別の相談会で構成されており、非常に好評を博しています。この事業は、調査士試験の受験者数及び登録者数の増加を目指すことに貢献しています。会員の皆様の親族や補助者、お知り合いの方々にも、ぜひご案内いただければ幸いです。[「第8回土地家屋調査士ガイダンス」開催のお知らせ](#)

最後になりますが、年度末を迎え、何かとご多忙な時期かと存じます。どうか心身の健康には十分ご留意のうえ、業務に精励されるようお祈り申し上げます。

# 愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.73

今号は、当センターの運営委員をしております岩井豊明委員から先日開催しました運営担保研修会の報告をさせていただきます。

## あいち境界問題相談センター運営担保研修会のご報告

今年度はコロナ禍もほぼ落ち着き、感染症を気にせず参集できると計画の段階で思えたわけですが、インフルエンザが例年になく猛威を振るうことになり、油断はできないといった状況で行うことになりました。毎年恒例のADR運営担保研修を令和7年1月27日ウインクあいちで開催しました。境界問題相談センターの調停人、調査員、相談員及び業務サポートセンター相談員、一般会員、そのほか名古屋法務局民事行政部不動産登記部門の職員を含めた総数53名と非常に多くの方に参加していただきました。初めて参加される方も比較的多くいらっしゃいました。今回は、「土地家屋調査士が抱える境界紛争-その解決手立てを考える-」と題して、模擬相談事例を基にADRを中心として、それ以外の様々な解決方法も取り上げ、それをグループに分かれて話し合いをする企画としました。

前半は、名古屋法務局民事行政部不動産登記部門 坂井良隆統括登記官から、筆界特定制度の現状とADRとの連携についてご講和いただきました。各地域の筆界特定事件数の報告等や、以前から情報共有の面で難しいことには変わりはないわけですが、ADRで解決した方がよい事例もあることから連携ができればといった将来の展望としてお話しいただきました。



模擬相談では、福本委員長から前年までの模擬調停の流れ（毎年境界問題が起きる土田家）を説明していただき、今回は土田勝代（事務局壁谷専務理事）が相談者で、土地家屋調査士 境定一（当委員）が境界問題についての相談を行うというストーリーを実演しました。紛争が予想されることを想定し、事前に様々な解決手立てを説明しながら提案するというものです。弁護士を囲んでひとつのグループ7～8人ほどで、越境物に対して、時効取得をどう対処するか、覚書による方法はどうかなど、ADR以外の解決方法をあげて、普段から疑問に思ったこと、問題点を皆さんで議論いたしました。私が参加したグループ内でのことですが、相談事例の中で越境物のある境界問題に対し、弁護士は処分までを含めた解決方法を考えるのに対し、土地家屋調査士は筆界を理解してもらえるまで時間をかけて説明するといった意見があり、その違いが印象的でした。ディスカッション終了後には、各グループからグループディスカッションの感想を述べてもらいましたが、どこも様々な角度から解決方法が検討されたようでした。



質疑応答では、北條委員と伊藤顧問から時効の中断効、覚書に関する補足説明がされました。当会の相談センターは、法務大臣の事業認証を受けているため、時効中断の効力が認められるが、申立てが不応諾となった時点で裁判所への提起等継続手段が必要になるようです。また、申立時には対象となる占有部分についての主張が必要とも解説がありました。覚書については、実務において記載内容により弁護士法第72条の非弁行為に該当するかどうか問われる中で、伊藤顧問から、模擬相談で起案された覚書に関して、所有権に関する記述は当然ながらタブーとされ、越境の文言についても「跨ぐ」に変えて表示するなど、慎重な取扱いが必要であるとの見解がありました。

この研修では、境界問題に関してあらゆる解決手立てを考えることを主眼としましたが、もうひとつのねらい（副題）としては、弁護士との関わり方を考えるというものでした。弁護士の境界問題に対する考え方を学び、相互の長所を十分にいかしていける関係づくりが重要であるということです。平素我々が行う登記業務といえば、司法書士との関わり方が非常に高いといえますが、同様に境界紛争といえば、弁護士との関わり方が重要となり、今後のADR活用件数を大きく変える要因となるものと考えます。

（あいち境界問題相談センター運営委員 岩井 豊明）

(あしがき)

今年度の運営担保研修会は、ADR の申立てに至るまでの模擬相談と会員と弁護士の先生とグループディスカッションを行いました。それぞれのグループでいろいろ意見が出され研修会の成果があったと実感しました。今年もセンターニュースを通じて ADR の情報を発信しますので、よろしくお祈いします。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

## 自由業第43回生活お困りごと無料相談会報告

日 時：令和7年1月26日（日）10時00分から15時30分  
場 所：ナディアパークデザインセンタービル3階デザインホール

令和7年1月26日に、ナディアパークデザインホールで開催された「生活お困りごと無料相談会」に相談員として参加しました。

これは9士業10団体で構成される名古屋自由業団体連絡協議会が開催しているものです。土地家屋調査士の他に弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士の担当者がそれぞれのブースに分かれて相談を受けました。



全士業が一堂に会し、オールラウンドに相談ができるということで、開場前からたくさんの相談者で行列ができていました。土地家屋調査士会ブースにも、開始早々4組の相談者が訪れ、割り当てられた2ブースに加えて予備ブースを2つ使用し、大盛況でのスタートとなりました。

筆界特定が行われた土地に関してのことや、公図や図面の見方、隣接地境界についてのお悩みなど、様々な相談に応じました。私がお話を伺った中では、他県の土地に関する相談が印象的でした。地元の土地家屋調査士であればすぐにわかることも、勝手に分からずに一緒に悩んでしまい、土地家屋調査士は地域密着の職業だ、ということを実感しました。



15時30分に全ての相談会が終了し、集計したところ、士業全体で163件の相談があり、内8件が土地家屋調査士への相談でした。今回、様々な相談をお伺いして、一般の皆さんが抱えているお悩みは大変複雑なものが多いと感じました。日々の業務の中で依頼者から相談を受けたときに、きちんと解決できる土地家屋調査士を目指していこうと思いました。

（広報委員 中村 奈央子）



# 01

## 鈴木孝志会員に突撃！

本連載の記念すべき第10弾は、東支部の鈴木孝志会員事務所（豊川市）に突撃してきました。



# 03

## 事務所の体制

現在3名体制で経営をしています。

昨今の人手不足や測量業務の煩雑化に対応するため、最近ではワンマン測量で業務効率にも力を入れているそうです。



▲ワンマン測量機を導入！

# 02

## 事務所の歴史



▲2代目当時の事務所風景

鈴木孝志会員は、代々土業一家で

初代：代書業

2代目：司法代書業&土地家屋調査士業

3代目：土地家屋調査士&行政書士

4代目：鈴木孝志会員

そして、親族にも

伯父：司法書士

伯父：土地家屋調査士

従兄弟：司法書士

という、正に華麗なる土業一族！

歴史が脈々と続いてきている事務所です。

事務所の場所は、豊川市役所と法務局から徒歩1分！先代がこの土地に事務所を構えたエピソードは、正に地元の名士であったことを感じさせるものでした。



# 04

## 自慢の逸品 ①

1つ目は、事務所の扉前に置いてあった「金槌（かたてこ）」

3代目から引き継いでいるようで、見るだけで歴史を感じます。



# 05

## 自慢の逸品 ②

2つ目は、事務所に飾られていた「文鎮（ぶんちん）」

こちらは、2代目の時代から使用している逸品だそうです。



# 06

## 趣味

マラソン歴は13年！フルマラソンも完走済みで、地元開催のマラソン大会には毎年参加されているそうです。



# 07

## 事務所での一服

事務所で一服するときは、定番のコーヒーマーカーで。リフレッシュして、図面作成も効率UP！



コーヒーでリフレッシュ！



# 08

## 表彰

事務所の建築は平成8年ですが、令和元年にリフォームをされました。

そのおしゃれな外観は地元の豊川商工会議所から表彰を受けています！



# 09

## 今後の夢

幼い頃から、士業を家業として見てきたので、調査士業務は続けていきたいと、仰っていました。

後任を育てる重要性もお話くださり、自らが憧れられる存在となって、その姿を見せていきたいとのことでした！



## ☕ 広報委員の感想

日頃、お世話になっている鈴木孝志先生に温かくお迎えしていただき、かつ快く取材に応じていただきました。愛知県はもちろん、日本で一番歴史のあると言っても過言ではない事務所の普段ではなかなか聞けないお話を伺い、とても勉強になりました。本当にありがとうございました。（安室 正広）



## 事務局からのご案内

### 2月の入会者

むらやま けんと

村山 健人 (名古屋北支部)

愛知第 3152 号

〒486-0969

春日井市味美白山町一丁目 8 番地の 19

TEL 0568-34-0438

FAX 0568-34-0455

ふじい たつや

藤井 達也 (一宮支部)

愛知第 3153 号

〒483-8166

江南市赤童子町南山 80 番地 1

TEL 0587-54-9546

FAX 0587-59-8260

### 事務所変更

鈴木 章司 (名古屋西→熱田支部)

愛知第 1680 号

〒454-0012

名古屋市中川区尾頭橋二丁目 1 番 27 号

SKO ビル 2F

TEL 052-265-7657・FAX 052-265-7658

渡瀬 真輔 (熱田支部)

愛知第 3049 号

〒455-0008

名古屋市港区九番町五丁目 3-1

ユナイテッド名古屋東海通ビル 3 階 3E 号室

TEL・FAX は変更なし

屋比久 愛 (熱田支部)

愛知第 3118 号

〒458-0024

名古屋市緑区尾崎山一丁目 105 番地

TEL 052-624-6831・FAX 052-629-5579

清水 繁 (豊田支部)

愛知第 1862 号

〒471-0867

豊田市常盤町三丁目 22 番地 1

グロリアス豊田常盤町 101 号

TEL・FAX は変更なし



### 3月の会務予定

- 3日 新入会員業務研修委員会
- 4日 総務、財務、社会事業部会
- 5日 業務、研修、広報部会
- 6日 事前監査、連合会全国広報担当者会同
- 11日 弁護士会との共同研究に係るキックオフ、全国ブロック協議会長会同(～12日)
- 12日 支部長会議、広報戦略PT会議
- 13日 予算会議
- 17日 自由業当番会定例会
- 19日 理事会
- 21日 筆界調査委員養成講座(第9回)
- 22日 中部ブロック測量講習会(～23日)
- 23日 中部ブロック調査士ガイダンス
- 26日 研究所全体会議
- 28日 あいち境界問題相談センター運営委員会、広報戦略 Zoom 会議

### 退会者

松本 正 (一宮支部)

愛知第 2933 号/平成 29 年 2 月入会


岐阜会へ転出



### 補助者証の有効期限にご注意ください

有効期限が切れている場合、補助者退職届又は再交付申請書の提出が必要です。  
[愛知会 HP](#) > [会員の広場](#) > [ダウンロード](#) > [会員・補助者の登録に関する届出書](#) > [補助者からダウンロードしてご利用ください。](#)  
 書式・必要部数・提出先等の詳細については、[同 補助者](#) > [補助者の届出にあたり提出するもの](#) をご確認ください。



 **業務に関するお知らせ（1月16日から2月18日まで）**

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月日	標 題
1月22日	令和7年度地籍整備推進調査費補助金（国土調査法第19条第5項に関連する民間事業者等直接交付分）の募集開始について
1月22日	不動産登記規則等の一部を改正する省令の公布について
1月22日	名古屋市住宅都市局建築指導部の窓口の受付時間変更について（試行的実施）
1月22日	登記手数料令等の一部を改正する政令案の概要に関する意見の提出について
1月28日	一宮支部研修及び知多支部研修のご案内
1月28日	中部ブロック測量講習会（初級編及び中級編）の開催について
1月28日	申請用総合ソフトのバージョンアップ（8.6A→8.7A）等について
1月30日	豊田支部研修のご案内
2月3日	ハラスメント防止に関する指針の策定について
2月6日	第20回土地家屋調査士特別研修（ADR認定調査士資格を得るための研修）の実施について
2月10日	令和6年度 第4回定例研修会の動画公開について
2月17日	名古屋西支部研修のご案内



表紙写真 「桜と蜂」 知多支部 中村奈央子 撮影場所：知多市旭公園

蜜を集める蜂が可愛らしかったです。

**編集  
後記**

先日、大阪にある万博記念公園へ行き、太陽の塔の中に入ってきました。いつもは入れる訳ではなく、もうすぐ始まる大阪・関西万博に向けて 2018 年から公開しているそうです。初めて入りましたが、内部にも岡本太郎のこだわりが詰まっており、特に「腕」の部分に関しては、正にSF感が溢れていました。いろいろ言われている万博ですが、個人的には楽しみにしています。  
(広報委員 安室正広)

- 発行日 令和7年3月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会  
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号  
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>